

特定事業所集中減算について（久慈広域連合への届出）

1 制度の概要

- 居宅介護支援事業所が作成するケアプランは、サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないようにすることが求められています。特定事業所集中減算は、居宅介護支援事業所がその事業所の利用者に対して作成するケアプランにおいて、特定のサービス事業所に集中する正当な理由なく、集中割合が80%を超える場合に報酬を減算する仕組みです。
- 特定事業所集中減算に係る届出は、事業者から保険者（久慈広域連合）に提出されることとなります。

2 特定事業所集中減算に係る手続き等

- 居宅介護支援事業所は、毎年度2回、(1)の判定期間ごとに、(2)に掲げる事項を記載した書類（別紙チェックシート兼届出書）を作成し、**算定の結果80%を超えた場合については、提出期限までに当該書類を久慈広域連合に提出**する必要があります（80%を超えなかった場合についても、各事業所において5年間保存しなければなりません）。
- なお、**正当な理由がある場合は、減算となりませんが、その場合であっても、(2)に掲げる事項を記載した書類を久慈広域連合に提出**する必要があります。

(1) 判定期間、提出期限等

	判定期間	書類の提出期限※	減算適用期間 (正当な理由がない場合)
前期	3月1日から 8月末日	9月15日	10月1日から 3月31日まで
後期	9月1日から 2月末日	3月15日	4月1日から 9月30日まで

※提出期限が閉庁日の場合は、その直前の開庁日を提出期限とします。

(2) 書類に記載する事項（別紙チェックシート兼届出書）

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名
- ④ 計算した割合
- ⑤ 計算した割合が80%を超えている場合であって**正当な理由**がある場合は、その理由

(3) 減算の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護